

知名町農業委員会平成31年度第3回定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月25日 午後1時35分～午後3時35分
2. 開催場所 役場会議室
3. 出席委員

1	先間 秀明	11	森 由美子
2	田尻 博樹	12	川内 清弘
3	東 正亮	13	元榮 章裕
5	永吉 雄子	14	幸山 利忠
6	川畑 伸之	15	林 茂
7	福田 則明	16	芦村 利広
8	池沢 清良	17	三原 利昭
9	市來 真吾	18	
10	榮 米子	計	16名

4. 欠席委員
18番 中瀬 秀治
5. 事務局職員
係長 田中 雅俊
6. 議事日程

(1) 議案について

1. 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
2. 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について
3. 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
4. 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
5. 議案第11号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について
6. 議案第12号 非農地証明の取消願について

付 議 事 項

議長

お疲れ様です。
前回総会より、昨日までの会務報告をいたします。
5月24日、JA事業運営検討委員会に出席いたしました。その後知名町青年クラブの総会がありましたので参加しました。
5月27日、沖永良部畑地かんがい営農推進協議会に参加しました。
6月4日、農業者年金受給者会の総会に出席しました。
6月15日、JAあまみ知名事業本部の第4回組合大会に参加しました。
6月21日、JAあまみ知名事業本部の第13回総代集会に出席いたしました。
会務報告は以上です。
これより、議題事項に入ります。
日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、5番永吉委員、6番川畑委員を指名いたします。尚、本日の会議書記は、事務局職員の田中氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。
それでは、日程第2の議題事項に入ります。
報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。
1-1 上平川小俣袋〇〇畑389㎡、〇〇さんから〇〇さんへ平成30年10月29日相続となっております。あっせん希望の有無について司法書士よりご本人に書類を送ったんですが、記入されていませんでした。農地については農業委員さんへ確認をしております。
2-1 田皆下萬当〇〇畑3,333㎡、〇〇さんから〇〇さんへ平成21年2月6日相続、あっせん

希望無しとなっております。

3-1 屋子母朝戸原〇〇畑1,204㎡を含む計2筆2,551㎡、〇〇さんから〇〇さんへ平成12年3月6日相続、あっせん希望無しとなっております。

以上です。

議長 それでは、ただ今の報告第4号の届出について、何かご質問ございますでしょうか。1-1についてのあっせん有無は、地区担当農業委員さんで確認されているんですか。

事務局 畑の確認です。

14番委員 畑の方は、サトウキビを植え付けしてあるんですが、あっせん希望についてはまだ確認できていないので後日報告します。

事務局 キビの植え付けがされているということですね。

14番委員 はい。

事務局 ありがとうございます。

議長 他にないでしょうか。

(なし)

議長 ないようですので、次、報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について報告します。

1番 屋子母貸人〇〇さん、借人〇〇さん、屋子母久米せんす〇〇畑4,336㎡を含む計6筆18,736㎡、期間が平成29年4月1日から平成39年3月31日まででしたが、令和元年5月10日に合意解約、令和元年7月1日引渡日となっております。

以上です。

議長 はい。ただ今の報告第5号について、何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

議長 ないようですので、次、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

事務局 農地法第3条の許可申請ですが、売買が8件、贈与が2件、遺贈が1件です。

1-1 田皆下萬当〇〇畑3,333㎡未整備、譲渡人〇〇さん、売買により譲受人〇〇さん 経営面積100,750㎡、対価筆〇〇万円です。

2-1 上平川新先〇〇畑2,360㎡基盤整備済み、譲渡人〇〇さん、売買により譲受人〇〇さん 経営面積100,750㎡、対価筆〇〇万円です。

3-1 知名前原〇〇畑1,123㎡を含む計5筆11,570㎡未整備、譲渡人〇〇さん、売買により譲受人〇〇さん経営面積13,532㎡、対価全筆〇〇万円です。

4-1 屋子母朝戸原〇〇畑1,204㎡を含む計2筆2,551㎡未整備、譲渡人〇〇さん、贈与により譲受人〇〇さん経営面積9,306㎡、対価無償です。

5-1、6-1 大津勘源手名〇〇畑10,310㎡未整備、持ち分72/100譲渡人〇〇さん、持ち分28/100譲渡人〇〇さん、売買により譲受人〇〇さん経営面積6,831㎡対価持ち分72/100で〇〇万円28/100で〇〇万円です。

7-1 住吉船藏〇〇畑3,881㎡未整備、譲渡人〇〇さん、売買により譲受人〇〇さん経営面積29,628㎡対価筆〇〇万円です。

8-1 正名ウロク畑〇〇畑3,391㎡未整備、譲渡人〇〇さん、売買により譲受人〇〇さん 経営面積31,161㎡対価筆〇〇万円です。

9-1 芦清良ヨテヤ〇〇畑3,055㎡未整備、譲渡人〇〇さん、売買により譲受人〇〇さん 経営面積37,184㎡対価筆〇〇万円です。

10-1 瀬利覚大平宗〇〇畑233㎡を含む計4筆2,296㎡基盤整備済み、譲渡人〇〇さん、売買により譲受人〇〇さん経営面積23,667㎡対価全筆〇〇万円です。

11-1 田皆兼久〇〇畑448㎡を含む計3筆、譲渡人〇〇さん、贈与により譲受人〇〇さん

経営面積11,048㎡対価無償です。

12-1 上城前窪〇〇畑471㎡を含む計5筆未整備、譲渡人〇〇さん、遺贈により譲受人〇〇さん経営面積 8,391㎡。 以上です。

議長 それでは順次、地区担当委員より説明をお願いします。
1番 田皆お願いします。

10番委員 譲渡人と譲受人は、知人です。1-1の畑はバレイショ終了後、ロータリされてます。2-1の畑はサトウキビが植えられています。機械等は全て揃っていますので審議の方よろしくをお願いします。

議長 はい。それでは、3番お願いします。

2番委員 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は〇〇に勤めながらサトウキビを作っています。機械類については、全て所有していました。現地の方確認したところ、3番はロータリーをかけた状態でした。4番株出し、5番春植えでした。1,2番が少し荒れていまして、昨年か何も作付けされていなかったんですが、今回の売買で譲受人がロータリーをかけるということでした。

議長 はい。次4番お願いします。

3番委員 譲渡人と譲受人は知人です。現地を確認したところ、一カ所はソルゴーを植えてありました。もう一カ所は地が浅いということで、今後果樹類を植えたいということでした。ソルゴーのあとにはバレイショを植えるということでした。機械等につきましてはトラクター3台、軽トラも所有しているということです。

議長 次5番、6番、お願いします。

5番委員 譲渡人と譲受人は知人です。畑の名義は本人ですけど、抵当に入っているということで抵当権者に話をしてくださいということでした。譲受人は新規就農者でサトウキビ、スナップエンドウを作っています。機械等は親戚から借りてますが、購入予定ということでした。畑は2筆ですが、3分割されていてロータリーがかけられている部分、サトウキビが植えられている部分、飼料用作物が植えられている部分とありました。

議長 次7番、お願いします。

6番委員 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人はずっと前からこの畑をみなしで借りていてユリの切り花を作っています。機械も揃っています。審議よろしくをお願いします。

議長 はい。次8番、お願いします。

7番委員 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人はサトウキビとユリの球根を作っています。機械も全て揃っていて、現在この畑にはサトウキビ植えられていて問題もないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長 次9番、お願いします。

16番委員 譲渡人の母親と譲受人がいとこにあたります。この畑は半世紀前から譲受人が使っています。相続人が7,8人おりまして、その代表2人が売りたいということで、譲受人が買うことになりました。

議長 次10番、18番委員が欠席のため、代理の17番委員、お願いします。

17番委員 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人はサトウキビを軸にバレイショを作っています。機械は揃っております。現地を地区担当委員が確認していますが、内容は聞いておりません。

事務局 18番委員により、作付状況はバレイショのあとだそうです。

議長 次11番、お願いします。

8番委員 この畑にはビニールハウスが建っており、契約栽培をしているハーブ類が植えてありました。

譲渡人は姉であり、譲受人の畑が側にあり、サトウキビとハーブを作っています。認定農業者であり、機械類も揃っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 次12番、お願いします。

10番委員 譲渡人と譲受人はふたいところになります。先月の総会において非農地判断してもらっているんですが、非農地では名義変更が難しいと言うことで、そのまま農地の状態で名義変更したいということでした。農地にする場合は、1年以内に畑に開けなければいけないということで、先月の段階では畑にはしないということで非農地申請をあげたんですけど、今回新たに名義変更ができないということもあり、後々畑にして使うということでした。3番の畑は2、3年前にユンボで開けて1年は耕作していたんですけど、その後荒れた状態でそのままです。2、4番は周りを取り囲む状態で原野になってます。譲受人は果樹だけをしていて、機械等はなく軽トラだけです。非農地証明の取り下げと一緒に審議をしてもらって、皆さんの意見をお願いします。1年以内に畑にするのは本人的には難しいんですけど、後々には畑にしようと思ってます。

議長 はい。ただ今1番から12番まで事務局、地区担当委員から説明がありました。12番に絡みまして、議案第12号 非農地証明の取消願について、事務局より説明をいたします。

事務局 はい。それでは、議案第12号 非農地証明の取消願について、説明します。申請人〇〇さん、土地の表示は上城前窪〇〇畑471㎡を含む計3筆3,123㎡です。取消の理由としましては、資料の位置図、航空写真撮影当時(平成26年10月頃)は、山林化していましたが、2,3年前に当時の耕作者が開墾し、一年くらいですが一時耕作していた。直近の1~2年くらいは耕作をしていないが、非農地証明の要件(20年不耕作)には該当しないため取り下げ希望ということでありました。こちら併せてご審議をお願いしたいと思います。

議長 はい。それでは、議案第9号と第12号併せてご質問ないでしょうか。

議長 12番については、保留ということで後日委員の皆さん全員で現地確認をして、判断することとかができるでしょうか。あと、農地法第3条の1番から11番までについて、他に質問ないでしょうか。

(なし)

議長 ないようですので、1番から11番までについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員賛成ですので、許可することといたします。次に議案第10号 農地法第5条第1項の規程による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10-1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。転用事業者、知名〇〇さん、譲渡人〇〇さん、土地の表示が瀬利覚小米原〇〇759㎡です。事業計画は駐車場、通路となっておりますが、現況は既に駐車場となっておりますので、こちら転用を行っていることについては、始末書を添付しての申請となっております。概要として、駐車場225㎡通路331.86㎡計556.86㎡、所要面積759㎡、資金につきましては、既に転用済みということで、必要経費、調達計画、共にゼロとなっております。次に第10-2号について、転用事業者、芦清良〇〇さん、譲渡人〇〇さん、土地の表示が芦清良西門〇〇畑909㎡です。事業計画は一般住宅となっております。県の基準として一般住宅は概ね500㎡とあります。施設概要として、一般住宅、駐車場併せて159.18㎡です。所要面積909㎡全て使いたいということです。一般住宅、駐車場建設した残りの番地につきまして、現在果樹等の栽培をしてそのまま山になりかけていて、畑として残しても進入路が宅地の部分との一カ所しかないのと周りも崖になっていたり、他に進入路がないということで、畑として使っていくのも難しいのかなと思っております。必要経費として、土地取得費、造成・建築費併せて〇〇万円、全て銀行融資を予定しております。ご審議よろしくをお願いします。

議長 はい。ただ今の議案第10-1、10-2号につきまして何かご質問ございますでしょうか。

- 2番委員 10-2号で、一般住宅909㎡について、県基準は概ね500㎡だが、許可できるのか。
- 事務局 資料の位置図の航空写真からもわかるように、登記上909㎡ですが、実際使える部分は909㎡ではないです。北側部分は木が生えている所や通路近くは下がってますので、概ね500㎡に近い面積ではないかと思われます。
- 議長 他にないようですので、議案第10-1、10-2号について原案通り賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議長 はい。全員賛成ですので、原案どおり許可することといたします。
次に議案第11号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局よりお願いします。
- 事務局 1-1 新城台久辺〇〇未整備2,607㎡貸人〇〇さん、農業廃止により借人〇〇さん、経営面積76,422㎡使用貸借、令和元年7月1日から5年間の新規設定となっております。
2-1 黒貫親田〇〇基盤整備済み1,269㎡を含む計2筆貸人〇〇さん、農業廃止により借人〇〇さん、経営面積22,681㎡賃貸借、令和元年7月1日から5年間の新規設定となっております。
3-1 新城野江当〇〇基盤整備済み2,069㎡を含む計6筆貸人〇〇さん、農業廃止により借人〇〇さん、経営面積28,278㎡賃貸借、令和元年7月1日から10年間の新規設定となっております。
4-1 屋子母久米せんす〇〇未整備4,336㎡を含む計6筆18,736㎡貸人〇〇さん、農業廃止により借人〇〇さん、経営面積28,278㎡賃貸借、令和元年7月1日から10年間の新規設定となっております。
5-1 正名城箒堂〇〇基盤整備済み2,551㎡貸人〇〇さん、農業廃止により借人〇〇さん、使用貸借、令和元年7月1日から10年間の新規設定となっております。
6-1 正名千間〇〇未整備1,043㎡を含む計12筆20,911㎡貸人〇〇さん、新規就農者への貸付で借人〇〇さん、使用貸借、令和元年7月1日から10年間の新規設定となっております。
7-1 余多川切〇〇基盤整備済み2,578㎡貸人〇〇さん、農業廃止により借人〇〇さん経営面積16,863㎡賃貸借、令和元年7月1日から2年間の再設定となっております。
- 議長 はい。それでは地区担当委員より補足説明をお願いします。
1番、お願いします。
- 10番委員 貸人と借人は知人です。借人は認定農業者でソリダゴ、サトウキビ、バレイショを作っています。現地を確認したところ、昔は田んぼだったらしく雨天時は全然畑に入れなくて確認したときはロータリーをひいてある状態でした。後日再確認したところ、そのままの状態除草剤をまいてありました。夏に耕運して夏植えをする予定ということです。機械も全て揃ってますので、審議よろしくをお願いします。
- 議長 はい。次2番をお願いします。
- 17番委員 貸人と借人は知人です。借人はバレイショ、サトイモと畜産をしています。この畑は借人の親が使用していたんですが、借人に変えました。機械類も揃っています。
- 議長 はい。次3番をお願いします。
- 3番委員 3番の貸人と借人は知人です。畑の方の確認はできていませんが、写真の方で確認はしたと思います。4番は貸人と借人は知人です。1,2号の畑にはサトウキビが植えてありました。3号の畑はサブソイラで心土破碎をしてありまして、あとについてはサトウキビを植えてまして、今後夏植えをするということでしたので、よろしくをお願いします。ハーベスターを持っていて、認定農業者でもありますので何も問題ないと思いますので、よろしく審議の程をお願いします。
- 議長 はい。次5,6番をお願いします。
- 7番委員 5番、貸人は借人の祖父になります。6番、貸人とは親子です。借人が農業するということでそのまま使用貸借するということです。サトウキビとバレイショを作っていて、4,9号についてはバレイショを予定していて整地済みです。機械は親が持っているものを一緒に使うということです。よろしくをお願いします。

議長 次、7番お願いします。

14番委員 貸人と借人は知人です。バレイショ、サトウキビとユリの球根を作っていました、現地確認をしてバレイショの収穫後でした。今後ロータリーをかけたりと整地を行うということでした。機械等も揃ってますので、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 はい。事務局及び地区担当委員よりの補足説明が終わりました。何かご質問ございますか。

12番委員 7番は基盤整備はしてありますか。

14番委員 はい。

議長 他にないでしょうか。

(なし)

議長 他にないようですので、原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、原案どおり許可決定といたします。次、その他についてお願いします。

事務局 次回定例総会は7月24日午後1時30分からです。総会后研修会を予定しています。

